

名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱

(趣旨)

第 1 条 名古屋市介護保険条例(平成12年名古屋市条例第21号。以下「条例」という。)及び名古屋市介護保険条例施行細則(平成12年名古屋市規則第70号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、生活援助型配食サービスの実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(食事の種類等)

第 3 条 条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する食事の配送は、特別給付対象者 1 人当たり、1 日につき 1 食の昼食又は夕食を配送するものとする。

(配食サービス費の算定)

第 4 条 条例第 6 条の 2 第 2 項に規定する額の算定にあたっては、医療法(昭和23年法律第 205号)第 1 条の 5 に規定する病院等への入院及び次の各号に掲げる介護サービス等を利用した日は、配食サービス費の対象としないものとする。ただし、いずれの場合においても入退院または入退所の日、及び食事サービスの提供のない場合を除く。

- (1) 介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護
- (2) 介護保険法第 8 条第10項に規定する短期入所療養介護
- (3) 介護保険法第 8 条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- (4) 介護保険法第 8 条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス
- (5) 介護保険法第 8 条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (6) 介護保険法第 8 条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 介護保険法第 8 条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 介護保険法第 8 条第23項に規定する複合型サービスのうち宿泊サービス
- (9) 介護保険法第 8 条第25項に規定する介護保険施設
- (10) 老人福祉法(昭和38年法律第 133号)第20条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (11) 老人福祉法第20条の 6 に規定する軽費老人ホーム
- (12) 老人福祉法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要であると認める場合については、配食サービス費の対象としないことができる。

(利用者の負担)

第 5 条 次の各号に掲げる費用は、配食サービスを利用する者の負担とする。

- (1) 食事代
- (2) 食事の配送及び安否の確認に要する費用

ア 法第49条の 2 に規定する要介護被保険者以外の者 規則第22条の 3 に規定する額の 100 分の10 に相当する額

イ 法第49条の 2 第 1 項に規定する要介護被保険者 規則第22条の 3 に規定する額の 100 分の20に相当する額

ウ 法第49条の 2 第 2 項に規定する要介護被保険者 規則第22条の 3 に規定する額の 100 分の30に相当する額

(利用申込)

第 6 条 配食サービスを受けようとする特別給付対象者は指定特別給付事業者を利用申込を行うものとする。ただし、利用申込をすることができる事業者は、利用しようとする者の住所が異動した場合や、利用している事業者が事業を廃止し、又は休止した場合等を除いて、月を単位として 1 事業所と

する。

2 前項に規定する利用申込は、要介護状態区分が記載された介護保険被保険者証の交付を受けた日以降にすることができるものとする。

3 指定特別給付事業者と配食サービスの利用契約を締結した者（以下「利用者」という。）は、第1項に規定する利用申込を行った後、契約した指定特別給付事業者を通じ住所地の区長あて配食サービス利用開始（変更）申請書兼受領委任申出書（第2号様式）を提出しなければならない。

（配食サービス費の請求等）

第7条 条例第6条の2第5項の規定に基づき、配食サービス費を特別給付対象者に代わって指定特別給付事業者に支払う場合において、指定特別給付事業者は、配食サービス提供月における利用者ごとの利用実績を配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書（第3号様式）に記入し、利用者の確認を受けた上で、サービス提供の翌月10日までに利用者の住所地の区長に申請するものとする。ただし、サービス提供の翌月10日までに当該申請をすることができなかった場合においては、サービス提供の翌々月以降の申請に併せて申請するものとする。

2 指定特別給付事業者は、前項の配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書の作成に際し、配食サービスを提供した日が第4条に規定する配食サービス費の対象としない日でないことを、介護サービスに係る給付管理票等により確認しなければならない。

3 市長は、第1項の配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書を受領後、利用者の介護保険に係る資格等を審査した上で、指定特別給付事業者に対して配食サービス費を支払うものとする。

4 前項の支払いは、適正な申請があった日から60日以内にあらかじめ指定特別給付事業者が申請した銀行口座に振り込むものとする。

5 第1項により申請した支給申請書を取り下げる場合、指定特別給付事業者は、支給取下申請書（第4号様式）を作成し、利用者の住所地の区長に申請するものとする。

（事業者の指定要件）

第8条 条例第6条の2第1項の規定により指定特別給付事業者の指定を受けようとする者は、別に定める「名古屋市生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準」を満たさなければならない。

（事故時等の対応）

第9条 市長は、配食サービスに係る食事について、食中毒等の事故が発生した場合等において、食品の安全性を確保する必要があると認めるときは、当該指定特別給付事業者に対し、配食サービスの提供を中止させることができる。

（報告等）

第10条 市長は、配食サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定特別給付事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定特別給付事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定特別給付事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは指定特別給付事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定特別給付事業者の当該指定に係る事業所について、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 介護保険法第24条第3項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、配食サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月10日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、配食サービス利用申請書（第 2 号様式）及び配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書（第 3 号様式）の改正については、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 1 項（2）ウの規定は同年 8 月 1 日から施行する。

また、配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書（第 3 号様式）の改正については、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、旧要綱の様式は、当分の間修正して使用することができる。

様式第 1 号 削除

区役所提出用

配食サービス利用開始（変更）申請書（兼受領委任申出書）

年 月 日

（あて先）名古屋市 区長

下記のとおり、（生活援助型 ・ 自立支援型）配食サービスの利用を（開始 ・ 変更）したいので申請します。

また、当該利用にかかる配食サービス費の支給申請及び給付金の受領について、その請求及び受領に関する権限を下欄の契約事業者委任します。

被保険者氏名 (申請者) (委任者)		被保険者番号	1	0	0											
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日															
住 所	〒 _____ 電話番号 () _____															
現在受けている要介護認定等	自立支援型						生活援助型									
	事業対象者 ・ 要支援1～2						要介護1～5									
	認定等有効期間 _____年 月 日 から _____年 月 日 まで						認定年月日 基本チェックリスト実施日 _____年 月 日									
利用の開始・変更	年 月 日から						開始 ・ 変更									
同意欄	※要支援者または事業対象者の方は同意欄に○を付けて下さい。 今後の支援に活用するため、いきいき支援センターに「配食サービス利用開始（変更）申請書」の写しを提供することに同意する。						はい ・ いいえ									
契約事業者 (受任者)	事業者の所在地・名称（又は事業所名及び法人代表者氏名） (所在地)															
	(名称) 電話番号															
契約をした事業所	事業所名															
	事業者番号						7	5	8							

区役所処理欄						
上記の申請について、（開始 ・ 変更）を登録してよろしいか。			年 月 日	要介護認定等確認	事業者情報確認	備 考
課長	係長	担当（入力）		[届出者区分] 本人・家族・事業者・その他		

配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書

提供事業所名

被保険者番号											配食サービス区分	
フリガナ											1:生活援助型 (要介護)	
被保険者氏名											2:自立援助型 (要支援, 事業対象者)	
配食サービス実績	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分 <small>54</small> <small>56</small>		給付率※									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	<small>61</small>											
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	<small>71</small>											
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
<small>81</small>												
<input type="text"/> 31 <small>91</small>		計 <input type="text"/> 日 <small>92</small>										

※配食を行った日に、「1」を記入してください。

上記のとおり、配食サービスを受けたことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

支給申請欄 (事業者使用欄)

上記利用者にかかる、_____年 _____月分 配食サービス費について、以下のとおり支給申請します。

年 月 日

名古屋市長 様

申請者

事業者名

所在地

氏 名

電話番号

支給申請額

円
94 97

(@ × 給付率_____ % × 提供日数_____ 日 = _____ 円)

配食サービス費支給取下申請書

提供事業所名 _____

被保険者番号											配食サービス区分		
フリガナ											1:生活援助型 (要介護)		
被保険者氏名											2:自立援助型 (要支援, 事業対象者)		
配食サービス実績	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分 <small>54</small> <small>56</small>		給付率※										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
	<small>61</small>												
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
	<small>71</small>												
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
<small>81</small>													
<input type="text"/> 31 <small>91</small>												計	<input type="text"/> 日 <small>92</small>

※配食を行った日に、「1」を記入してください。

上記のとおり、配食サービスを受けたことを証明します。

_____年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

支給申請欄 (事業者使用欄)

上記利用者にかかる、_____年 _____月分 配食サービス費について、以下のとおり支給申請します。

_____年 月 日

名古屋市長 様

申請者

事業者名 _____

所在地 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

支給申請額

円
94 97

(@ × 給付率 _____ % × 提供日数 _____ 日 = _____ 円)